

土地の有効活用と治安維持・危険防止のため、
空き家を解体するという選択

周辺の生活環境保全のため、ぜひ空き家の解体をご検討ください。

危険老朽空家物件調査事業

解体費用および解体後の更地価格の概算額を算出するための調査

補助金額 最大10万円（実費相当額）

危険老朽空家解体事業

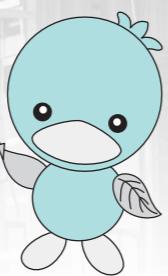
空き家の解体、撤去および処分に係る工事*

補助金額 最大50万円（補助率2分の1）

*同一物件に交付できる補助金の額は、「調査事業」と「解体事業」の合計50万円を限度とします。

対象となる空き家

- 昭和56年5月31日以前に建築された居住用の空き家であること
- 補助対象空き家を含む敷地のすべてが1年以上使用されていないこと
- 町が定める基準に基づき、「危険老朽空家」と判定された空き家であること など



空き家解体を支援します

申請には、現地調査が必要です。
まずは、お気軽にご相談ください。

◎募集します

お持ちの空き家を売りたいかた、貸したいかたは、ぜひ登録をお願いします。

まずは、建設課 管理係までご連絡ください。

宅建業者などによる調査を行い、登録可能か判断します。

※登録された空き家は、埼玉県北部地域空き家バンクホームページなどで情報を公開しています。



ホームページ
QRコード

『美里町空き地バンク』登録にご協力ください！！

空き地を売りたいかた、貸したいかたは、ぜひ一度ご相談を！

空き地（宅地、雑種地、農地）の有効活用により、荒廃防止と町内への定住促進による地域活性化を図ることを目的として、空き地バンク制度を行っています。

◎募集します

空き地を売却・賃貸したいかた、空き地を利用・購入したいかたは、ぜひ登録をお願いします。また、町と協定を締結した宅建協会による空き地の活用相談も行っています。まずは、建設課 管理係へご相談ください。



ホームページ
QRコード



建設課 管理係からのお知らせ 開76-5134

建築物等の適正管理をお願いします

令和3年10月から、「美里町の景観と空き家等の対策の推進に関する条例」を施行しました。これにより、適正な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性がある建築物等（「空家」及び「居住物件」）の所有者等（所有者又は管理者）に対して、町長は「特定空家等」及び「特定居住物件等」に認定し、必要な措置を講ずることがであります。建築物等の所有者に対して、町長は条例に基づき、除去、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずることができます。

◎措置の対象となる「特定空家等」「特定居住物件等」とは？

①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

②そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態

③適切な管理が行われていなさいことにより著しく景観を損なっている状態

④その他周辺の生活環境の保

理し、管理不全状態としないよう努めてください。

町が講ずることができる措置

①助言または指導

所有者等が自らの意思による改善を促す措置

②勧告

助言または指導をしたが、改善が認められないときには、必要な措置をとることを勧告

③命令

正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、勧告に係る措置をとることを命令することができる

④代執行

①～③の措置を履行しても十分な処置が見込めない場合には、行政代執行に従い、伐採、解体等代執行ができる

※代執行に要した費用は、所有者等の負担となります。

◎「特定空家等」「特定居住物件等」に對して講ずることが可能である措置とは？

・適正な管理とは？
建物及び敷地内の状態を健全に維持し、周辺の住民に迷惑をかけない状態のことであります。

・売却、賃借について
使い道のない空き家は、売却や取り壊しについてもご検討ください。建物は使用しない時間が長いほど資産価値が下がります。建物の老朽化が進む前に不動産業者等へご相談ください。

遠方地への引越しや相続で長期間家を空ける場合、隣近所や行政区などに連絡先を伝えおき、連絡を取れるようにしておいてください。

・所在を明らかにする
雑草の除去、郵便ボストンの清掃、庭木の剪定等を行い、建物等を放置しておかないと

各種制度をご利用ください！

町では、空き家バンク、空き地バンク、空き家解体の支援の制度を設けています。

詳しくは、9ページをご覧ください。